

第三期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント意見

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
1	-	子どもへの虐待防止やDV相談などについての取り組みは記載してあるのですが、子ども・若者への性被害防止に関する取り組みについての記載がありません。昨今、一般のみならず、保育や教育関係者などから子どもへの性被害が後を立ちません。条例を制定している自治体もあります。本市の子どもの安全を確保するためにも、必要な項目だと考えますがいかがでしょうか。	39ページ基本目標Ⅰ 施策1の3項目目へ子どもへの性被害防止に関する記載を追記します。子どもの性被害防止対策につきましては、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が制定されたことから、同法の規定に基づき、今後も必要な取り組みを検討・実施していきます。
2-1	-	子ども子育て支援事業計画の年齢上の範囲はどこまででしょうか。子ども18歳未満までの計画になっているのでしょうか。小中高生の記述が少ないのではないのでしょうか。コメントします	子ども・子育て支援法における定義としまして、子どもとは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とされています。本計画は、国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて策定することとされているため、特に支援を要する乳幼児期の子どもに対する支援が手厚くなっています。
2-2	45 46 59	p45 第4章 子ども、子育て支援事業の円滑な実施 p46 新しく追加された事業の取り組み それぞれ見て p59 ①児童育成支援拠点事業②親子関係形成支援事業とあり 最後の説明の下り文で、ニーズをふまえつつ実施について関係団体と協議しますとありますが、今回第三期で、新しく追加されたとはいえ、令和7年から令和11年の5か年計画です。その間①、②の事業はどうなるのでしょうか。①、②はすでに令和4年で決まっています。現在考えられる事業を記述されたらどうでしょうか。 （1）児童育成拠点事業 子どもとおとな ①安心・安全な居場所の提供し、具体的な体験できる拠点の確保 地域にある公民館利用 民間事業所協力依頼 ものづくり体験事業 ②食習慣の大切さを学校給食の延長上で考える拠点の確保 地域にある公民館利用 地産地消教育事業 ③課外活動および学習できる場の確保された拠点の確保 図書館親子読書会事業 ④子ども会があり育成会もあります。子ども会育成会の再構築 地域探訪して地域資源を学ぶ事業 （2）親子関係形成支援事業 子どもとおとな 子どもとおとなによるコミュニケーションにより新たな発見認知得られる。 ①おとなによる次世代（子ども）へつなげる事業 ②介護保険事業で、デイサービス等福祉事業者の理解のもと、交流できるかどうか、それによって子どもの体験する機会の確保 福祉を学ぶ事業 以上p59にニーズをふまえつつとありますが、今まで多くのアンケート、まちづくり集会等で意見が出ているのではないのでしょうか。是非第三期において計画されるといいと考えます。コメントします。	本事業の主旨である子どもの居場所支援については、事業実施に当たっては、市、学校、医療機関が連携し、NPO、社会福祉法人への委託等も考慮し、事業体制を構築する必要がありますが、本事業は新設された事業であり、全国的な取組はこれからとなります。今後は、子どもの視点に立った居場所をさらに開拓していくため、まずは、居場所を提供することとなる団体、関係機関との協議から進めてまいります。
2-3	62	p62⑨ 病児、病後児保育事業（病児保育事業） 集団保育が困難で、自宅療育が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で行う事業とあり、第二期実績令和2年～令和6年 利用件数0、実施施設数1か所となっています。第三期の計画で、利用促進に努めるとあり、医療・保健関係者の援助会員や専用スペースとありますが、自治体によっては、市民病院に併設されて看護師、保健師のもとで病児、病後児保育を実施しています。新城市は、ファミリーサポート・センターで行っているのでしょうか。そこに看護師、保健師が関わっているのでしょうか。P62の記述の中で、病状や受け入れ体制によって預かることのできないことがあり、利用がありませんとの記述が気になります。新城市も医療機関に委託できないのでしょうか。あわせて、関係者に病児、病後児保育事業の広報、啓発されているのでしょうか。コメントします。	本市の病児・病後児保育事業につきましては、保護者の就労等の理由で病気や病氣回復期にある子どもを保育できない場合にファミリー・サポート・センターで実施しています。ファミリー・サポート・センターでは、援助会員に対する病児・病後児の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会を開催し、提供体制の強化を図っています。ただし、医療機関や看護師、保健師が密に関わる提供体制には至っていない状況です。また、提供体制の確保・強化などについて、市内の医療機関やファミリー・サポート・センターとの協議を行っていますが、医療機関との連携や専用スペースの確保が課題でありますが、今後も引き続き提供体制の確保・強化について、近隣自治体との広域連携も視野に入れつつ、協議を進めていきます。
2-4	-	インクルーシブ教育からインクルーシブ社会へ向けて 子ども子育て事業の創出は「仲間はずれにしない」「みんないっしょに」という理念で、これからの事業は、つねにインクルーシブ「すべてを包括する。包みこむ」教育からインクルーシブ社会となって、子ども子育て事業にも関係してると考えます。是非インクルーシブに関係した事業の創出 コメントします。	本計画におきまして、55ページ 今後の取り組みの2項目目にあります「障がいのある子どもや外国籍の子どもなども一緒に活動できる環境づくり」として、インクルーシブ社会の実現に向けた取り組みを考えています。 また、40ページ基本目標Ⅰ 施策4の2項目目にありますように、「障がいのある子どももない子どもとともに学び、遊ぶことができるような環境づくりに努める」こととして、インクルーシブ教育やインクルーシブ社会の実現に向けた理念を踏まえています。 なお、本市では第二期新城市子どもの未来応援事業計画の基本理念として「誰一人も取り残さないすべての子どもが健やかに育ち、育てられる地域共生社会の実現」を掲げており、両計画を通じてインクルーシブ社会の実現に向けて取り組みます。